

平成30年4月18日(水)
國重徹議員(公明)

衆・法務委員會 對法務當局（民事局）

商品者に一たサ売運出，おる提が問
商4トタしぐ、「ト務，てい前誰に問
た計イン入ンはるイ業して，局
し合サイ購ピDすサ送施し，は當
用はグ，をツ，送，發実用ま約務
利物は品ヨ」運がのを利，契法
を人ピB商シ者でCへスをて，買
イト場ツ，てト宮ど者者ビスい
サイト登ヨ」じツ運な営入一ビお
サ。シ者通ネトク運購サ一に品るの
ングるト店を一イツイ理するサ例商品なる
ピ上ツ出トタサラサ管供代なてと
ツりネ「イン「トサ理する行
ヨ取一るサイるに，庫提流ういこと
シてタすぐ，す際まのしののにする
トシン売ンは営実。品括こ事締結
ツトイ販ピC運を。商一が。事
ネ例，をツ，品す，をAるのして
一事は品ヨ」置商とし等者すこして
A商シ者設た」対務店と，と
ン買，しト入をれ社に業出スて者
イ売り店ツ購トさ会者送，一し事
のお出ネ「イ買送店運りケと当う。

(答)

御指摘のような事例では、関係者間に特段の約定がない限り、出店者Aと購入者Bとの間で商品の売買契約が締結されたものと考えられる。

平成30年4月18日（水）
國重 徹議員（公明）

衆・法務委員会
対法務當局（民事局）

2問 1問と同じ事例において、商品の運送に関する法律
関係はどのようになるのか、法務當局に問う。

（答）

6
関係者間の約定の内容によって法律関係は異なり得るが、委員が設定された事例では、まず、①出店者Aとサイト開設者Cとの間に、Aを荷送人、Cを運送人、購入者Bを荷受人とする元請の運送契約があり、また、②サイト開設者Cと運送会社Dとの間に、Cを荷送人、Dを運送人、Bを荷受人とする下請の運送契約があるという法律関係が生ずるものと考えられる。

平成30年4月18日(水)
國重 徹議員(公明)

衆・法務委員会
対法務当局(民事局)

3問 1問と同じ事例において、誰が、誰に対して、今回の改正で規定が新設される危険物通知義務を負うこととなるのか、法務当局に問う。

(答)

先ほどお答えした法律関係の下においては、元請運送契約上は、出店者Aが荷送人となるので、運送人であるサイト開設者Cに対して危険物通知義務を負うこととなる。次に、下請運送契約上は、サイト開設者Cが荷送人となるので、運送人である運送会社Dに対して危険物通知義務を負うこととなる。

平成30年4月18日（水）
國重 徹議員（公明）

衆・法務委員会
対法務當局（民事局）

4問 危険物については、改正法案では、「引火性、爆発性その他危険性を有するもの」とされているが、例えば、「電池」は、商法上の危険物に含まれるのか、法務當局に問う。

(答)

電池にも様々なものがあるが、例えば、一定のリチウマイオン電池などは、公法上危険物として取り扱われる場合があり、そのような物は、商法上も危険物に該当するものと考えられる。

(注) 次頁の図のとおり、例えば、航空運送においては、100Wh(ワット)を超えるリチウマイオンバッテリー電池は、公法上危険物として取り扱われている（破裂、発火のおそれがあるといわれている。）。

平成30年4月18日(水)
國重 徹議員(公明)

衆・法務委員会
対法務当局(民事局)

5問 商法上の危険物には、電池のように一般人が使うものも含まれることとなるが、一般人は、危険物についての詳しい知識を有しているわけではないので、危険物通知義務を課すこととは酷ではないかと思う。改正法では、この点はどのように考慮するのか、法務当局に問う。

(答)

一般人が危険物の荷送人となるケースにも、様々なものがあると考えられるが、一般論としては、荷送人は運送人よりも、その物の危険性を知り得る地位にあることから、まずは、できる限り注意を払って通知義務を果たしていただくことが原則となる。

その上で、改正法案では、危険物通知義務に違反したことによる荷送人の責任は、債務不履行に関する民法の規律に従うものと整理しており、荷送人は、自己に帰責事由がないことを主張立証したときは、債務不履行による損害賠償責任を負わないとしている。

そして、荷送人が危険物についての詳しい知識を有していない消費者である場合には、そのような事情は帰責事由がないとの判断において考慮される事情となるものと考えられる。

このように、改正法案は、消費者にとって酷に過ぎる結論とならないよう、配慮しているものである(注)。

(注) 例えば、消費者との間の契約を念頭に置いた標準宅配便運送約款や標準引越運送約款においても、危険物通知義務に違反したことによる荷送人の責任は、過失責任であることが明記されている。

平成30年4月18日(水)
國重徹議員(公明)

衆・法務委員会
対法務当局(民事局)

6問 そもそも、危険物通知義務に関する規定を新設する趣旨は何か、法務当局に問う。

(答)

改正法案では、運送人が危険物を適切に取り扱うことができるようになり、運送の安全を確保する観点から、私法上の危険物通知義務に関する規定を新設することとした。

平成30年4月18日（水）
國重 徹議員（公明）

衆・法務委員会
対法務当局（民事局）

7問 危険物について、荷送人からの通知はなかったものの、運送人が何らかの事情で、委託を受けた運送品が危険物であると知っていたといった場合であっても、荷送人は危険物通知義務違反の責任を負うこととなるのか、法務当局に問う。

(答)

改正法案では、運送の安全確保を図る観点から、荷送人は、運送人の主觀的事情を問わず、運送品の引渡し前に運送品が危険物であることのほか、運送品の安全な運送に必要な情報を通知する義務を負っており、この義務に違反した荷送人は、原則として、これによって生じた損害の賠償責任を負うことになる。

このため、運送人が運送品が危険物であると知っていたというだけで、荷送人はその責任を免れることはできないものと考えられる。

平成30年4月18日（水）
國重 徹議員（公明）

衆・法務委員会
対法務当局（民事局）

8問 （今の答弁では）荷送人は責任を負うこととなることだが、運送人が危険物であると知っていたという事情は、過失相殺において考慮されることとなるのか、法務当局に問う。

（答）

委員御指摘のとおり、運送人が危険物であると知っていたという事情は、過失相殺において考慮され得るものと考えられる。

平成30年4月18日（水）
國重 徹議員（公明）

衆・法務委員会
対法務当局（民事局）

9問 改正法案の商法第572条は、危険物に関する通知をすべき時期として「その引渡しの前に」としているが、これには、引渡し時も含まれるのか、法務当局に問う。

（答）

基本的に、荷送人が運送人に対し危険物に関する情報を通知しつつ、併せて、当該危険物を引き渡した場合には、「その引渡しの前に」、その安全な運送に必要な情報を通知したものと評価することができる場合が多いものと考えられる。

もっとも、その引渡し時に危険物に関する通知があったとしても、運送に必要となる設備を直ちに用意することができないなど、運送人において運送の安全確保を図ることができない場合には、荷送人が危険物通知義務を履行したと評価されないこともあります（注）。

（注）後段の場合、運送人は、危険物通知義務違反を理由として、運送契約を解除して、運送を拒むことができる。

また、安全確保ができないまま運送を開始し、結果として損害が生じたときは、危険性を認識していたものとして過失相殺がされ得る。

平成30年4月18日（水）
國重 徹議員（公明）

衆・法務委員会
対法務当局（民事局）

10問 荷送人が運送人に荷物を引き渡した後、損害が発生する前の時点で、荷送人が危険物に関する通知を運送人にした場合には、荷送人は危険物通知義務違反の責任を負うこととなるのか、法務当局に問う。

（答）

改正法案では、運送の安全確保を図る観点から、荷送人は、運送人の主觀的事情を問わず、運送品の引渡し前に危険物に関する通知をする義務を負っているため、運送品の引渡し後に危険物に関する通知をした場合には、この義務に違反したことになる。このため、損害が発生する前の段階で通知をしたとしても、通知が遅れたことにより損害が発生したものと認められる場合には、荷送人は、その損害を賠償する責任を負うものと考えられる。

平成30年4月18日（水）
國重 徹議員（公明）

衆・法務委員会
対法務当局（民事局）

11問 10問の事例において、荷送人が危険物通知義務に反したとしても、通知のタイミングによって、運送人が十分な対処ができた場合や、通知の時点では既に対応が困難な場合など事案により色々あると思うが、そのような事情は過失相殺によって考慮されることとなるのか、法務当局に問う。

（答）

先ほど申し上げたとおり、ご質問の事例では、荷送人には危険物に関する通知義務違反が認められるが、通知のタイミングによって運送人が十分な対応をすることができたと認められる場合には、事案によっては、荷送人の義務違反と損害の発生との間の因果関係が否定され、荷送人が損害賠償責任を負わない場合もあり得るものと考えられる。また、荷送人の義務違反と損害の発生との間の因果関係が認められ、荷送人が損害賠償責任を負う場合についても、事後的に荷送人が運送人に通知をしたことにより、運送人において損害の発生及び拡大を回避する手段があったと認められる場合には、運送人にも損害発生について過失があるとして、過失相殺がされることがあるものと考えられる。

平成30年4月18日(水)
國重 徹議員(公明)

衆・法務委員会
対法務当局(民事局)

12問 ある個人がある業者から物品をレンタルする場合には、レンタル業者が荷送人となり、個人が荷受人となる。このようなレンタル品の運送において、最も運送業者が運送品を全部滅失した場合には、あくまでレンタル品の所有権はレンタル業者にあるが、荷送人は運送業者に損害賠償を請求することができ、荷送人であるレンタル業者の損害賠償請求権はそれに劣後することとなるのか、法務当局に問う。

(答)

改正法案の下では、運送品の全部が滅失し、荷受人がその損害賠償の請求をしたときは、荷送人は、運送契約上の損害賠償請求権を行使することができない(商法第581条第1項、第2項)。

これは、御質問のように、運送品の所有権がレンタル業者である荷送人にある場合も同様であり、運送人が、運送品の所有権の帰属をめぐる争いに巻き込まれることなく、運送契約上の債務を履行することができるようとする趣旨に基づくものである。

(参照条文) 商法改正案

第五百八十二条 荷受人は、運送品が到達地に到着し、又は運送品の全部が滅失したときは、物品運送契約によって生じた荷送人の権利と同一の権利を取得する。

2 前項の場合において、荷受人が運送品の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、荷送人は、その権利を行使することができない。

3 (略)

平成30年4月18日（水）
國重 徹議員（公明）

衆・法務委員会
対法務当局（民事局）

13問 12問のような事例において、荷受人が運送人から損害賠償を受けた場合に、荷送人は、荷受人にに対して不当利得返還請求をすることで、自身の損害を填補することとなるのか、法務当局に問う。

（答）

御指摘のような事例では、レンタル品の所有権を有しない荷受人が運送人から受領した賠償金は、その所有者である荷送人との関係では不当利得となり、荷送人が不当利得返還請求をすることが可能であると考えられる。